

# 屋久島町立一湊小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ問題への対応は学校の最重要課題であり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校全体が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭・地域・関係機関が積極的に連携して解決していくかなければならない。学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることになる。

屋久島町立一湊小学校（以下「本校」という。）の児童がいじめでつらい思いをすることがないよう、我々大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」との意識をもち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童も安心で豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していくかなければならない。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにいじめが行われないようにする。
- 常に「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要課題として解決に当たる。
- 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題解決の克服に当たる。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織について

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、いじめ問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的・継続的な取組を行っていく。また、本校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされると共に、いじめの態様や原因・その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応していく。

〈「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）〉

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### （1）組織の構成

#### いじめ防止対策委員会（心の教育推進委員会）

毎月第2月曜日、職員室

- ・管理職（校長・教頭）
- ・各担任
- ・養護教諭
- ・生徒指導主任
- ・特別支援教育担当
- ・事務職員
- （全職員）

（必要に応じて）

- ・PTA役員
- ・民生委員
- ・心理や福祉の専門家
- ・スポーツ少年団外部指導者 等

生徒指導体制（学校いじめ防止基本方針の評価・改善）

教育相談体制（教育相談日、教育相談推進期間の充実）

校内研修体制（生徒指導校内研修の計画）

## (2) 全体構想



### 3 いじめの未然防止について

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

#### (1) いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「いじめ問題を考える週間」等で、全校児童を対象に、いじめに関する講話等を行う。また、いじめ問題に関する校内研修を年に複数回行う。また、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

イ 児童理解の時間を毎週の週案検討会の中に位置づけ、情報の共有化を図ると共に、各担任は月例の心の教育推進委員会で報告をする。

ウ 「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

#### (2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 児童会活動・児童総会等でのいじめ防止についての主体的な話合いと取組を推進する。(標語・ポスター募集)

イ 学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実を図る。

- ・ 生命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。

- ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。

ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。

エ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。

オ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

#### (3) いじめが起きにくい集団の育成

ア 教師は、人間関係づくりという視点から学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させる。

イ 「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。

ウ 一人一人のよさを生かした分かる・できる授業づくりを推進する。

エ 人間関係を把握し、一人一人の個性が發揮できる場を設定する。

オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。

カ 人間関係を深める異学年交流を推進する。(うきうきタイム、交流給食、児童集会等)

キ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を進める。

ク 担任が学級PTA活動に参加し、情報収集等、いじめ発生防止に努める。

#### (4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

ア 全ての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感(セルフエスティーム)を高める活動を工夫する。

イ 全校朝会等での表彰や学校だよりなどを利用し、児童の頑張りを多くの他の児童や保護者等に紹介し、自己有用感を高める。

ウ 教職員は、暴言などの否定的発言をせず、プラス志向の発言に努める。

### 4 いじめの早期発見について

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人の目につきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候(けんか・ふざけ合い)であっても、いじめは 軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようになる。

そのために、日頃から児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。具体的には次の6項目を中心組織的・計画的に実践していくようとする。そして、気になることについて、日頃から教職員同士(週案検討会・放課後・職員朝会など)や保護者(学級PTA・教育相談日・放課後など)、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておく。また、児童の心身の状態や交友関係の状況等に関するアセスメント(アンケート等)が重要である。

早期発見のための6項目	担当	具体的な取組
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生活指導係	・本校「いじめについてのアンケート」(7, 12月, 2月) ・県「児童生徒のいじめの実態調査」アンケート(4, 9月)
○ 県教委「いじめ対策必携」の活用	生活指導係 学年主任	・生徒指導校内研修や学年会での読み合わせと確認（学期はじめ、問題発生時）
○ 定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・教育相談日、教育相談推進期間
○ スクールカウンセラーや児童相談所等の保護者への周知及びその活用	生活指導係	・スクールカウンセラーや児童相談員、民生委員、少年補導委員、保護司との連絡・相談（適時）
○ 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施	全職員	・朝・休み時間・昼休み時間の校内巡視
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 学年主任	・学校だよりや週報、PTAの会合 ・地域の生活指導に関する会合

## 5 いじめへの早期対応について

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

### (1) いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童の安全を直ちに確保してから、いじめを受けた児童の側に立ち、絶対に守り通すという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係児童などの事実関係を明らかにする。また、具体的な対応策を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えると共に、注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーや児童相談員等を活用し、児童の心のケアを図ると共に、解決が図られたと思われる事案についても継続した見届けを行っていく。

### (2) いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童からも十分に話を聴き、いじめの内容や関係する児童の事実関係を明らかにする。その後、いじめは人間の生き方として絶対に許されない卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。さらに、「心の教育推進委員会」が中心となって組織的・継続的に見守り、指導を徹底する。また、児童の発達上の悩みや葛藤などについても十分配慮し、立ち直りを支援していく。そのために、必要に応じてスクールカウンセラーや児童相談員等を活用し、児童の心のケアを図る。

### (3) いじめを通報した児童への対応

通報した児童のプライバシーが完全に守られるよう十分に配慮する。また、勇気をもって教職員にいじめを通報した児童を十分賞賛するとともに、守り通すこともはつきり伝え、いじめを通報した児童の安全を確保するための取組を徹底する。

### (4) いじめを行った集団及び周囲の児童への対応

いじめている児童の周りで一緒に見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている児童の気持ちになって考えると、何もしないでいることはいじめを行った

のと同じように思われるに気付かせる。また、いじめは他人事ではなく、自分の問題として考えさせると共に、いじめを見かけたらすぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

#### (5) 保護者への対応

いじめを受けた児童の保護者に対しては、家庭訪問をし、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。さらに、いじめを行った児童の保護者に対しても、家庭訪問をし、丁寧に状況を説明すると共に、学校としての指導方針を伝え、協力を求める。さらに、双方の保護者が学校で話し合う場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けると共に、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや児童相談員等を活用する。

#### (6) 地域や家庭への対応

学校評議員・P T A等地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめ問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進する。また、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼するようとする。

#### (7) 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、教育的配慮や被害児童等の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し適切な援助を求める。中でも、自他の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、適宜適切に連絡する。また、児童相談所等の関係機関との情報交換を適宜行う。

#### (8) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイトを確認しデジタルカメラ等で記録した上で、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し削除の要請をする。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

#### (9) いじめ問題への基本的な対応の流れ

### いじめ情報の入手

→ 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

#### 情報収集の内容

- 誰が誰をいじめているのか? . . . . . 【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか? . . . . . 【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめなのか?  
どんな被害を受けたのか? . . . . . 【いじめの内容】
- いじめのきっかけは何か? . . . . . 【背景と要因】
- いつ頃から、どれくらい続いているのか? . . . 【期間】

#### 情報収集の手段

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ○いじめアンケートの実施  | ○日常生活の観察      |
| ○児童との会話       | ○児童の日記・連絡帳など  |
| ○保護者との連携      | ○教育相談         |
| ○養護教諭・他職員との連携 | ○P T A・地域との連携 |

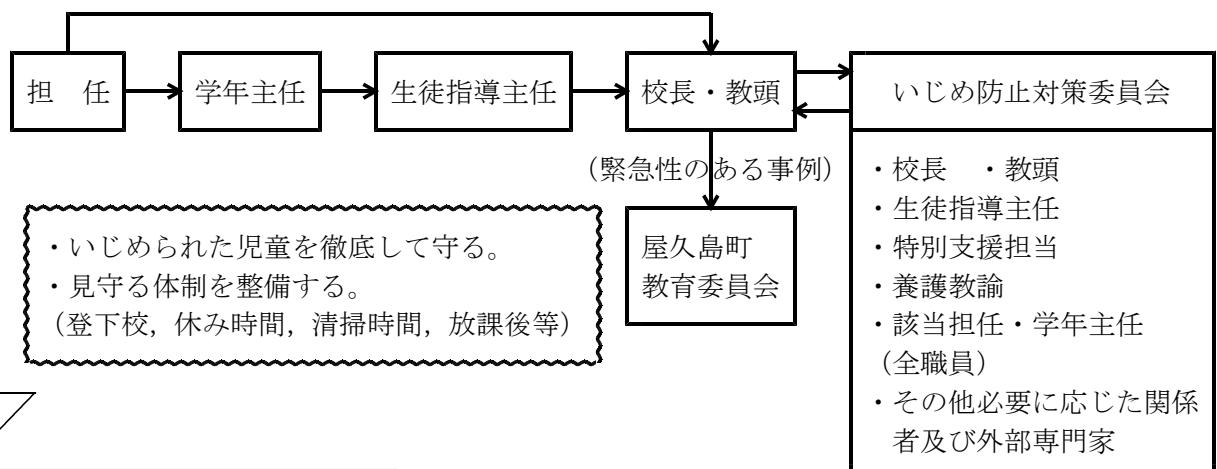
#### 情報入手の留意点

- 「いじめはない」などの個人的解釈で看過しない。
- 他の教師からの情報の協力をもらう。
- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

#### 担任が陥りやすい傾向

- 自分の責任と思い込み、自分で解決しようとする。
- 指導力が否定されたと感じる。
- 解決を焦る。

## いじめ対応チームの編成



## 対応方針の決定・役割分担

### 対応方針会議での協議内容

- 緊急度の確認（生命に関わる可能性があるか）
- 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討）
- 具体的な指導・援助の方針の検討  
(役割分担、支援チームの構成)
- 事情聴取や支援の際に留意すべきことの確認
- 保護者への対応
- 関係機関との連携の方向性

【教頭】

→ 教育委員会

※ 対応方針について相談

### 役割分担

- 【担任、教頭】…いじめられた児童の事情聴取と支援  
↓ …いじめた児童の事情聴取と指導
- 【校長】…報告を受け、指示を行う。
- 【教頭】…保護者への対応  
…関係機関への対応  
…教育委員会への対応方針についての連絡・相談
- 【生徒指導主任】…周囲の児童生徒と全体児童への指導

## 正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

### 児童

- いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいる者から個別に聞き取りを行う。
- いじめの状況・いじめのきっかけ等をじっくり聞き、事実に基づく指導を行う。
- 事情聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- 情報の食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 聽取終了後は、当該児童を自宅まで送り届け、担任・校長が保護者に直接説明する。

### 保護者

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

## 具体的な対応の仕方

### いじめられた児童への基本的な関わり方

- ① 児童の安全の確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理義に努める。
- ③ 具体的支援については、本人の意志や希望を大切にし、確認しながら進める。

上記のポイントを押さえながら、いじめられた児童の心のケアを行う。

### いじめられた児童への対応

- ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応と一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- ④ よい点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

### いじめられた児童と個別面談をする際の留意点

- 秘密が守られる環境を用意する。
- 焦らずせかさず共感的に接する。
- 心の整理をする時間を確保する。
- むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

### いじめた児童への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「生命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた児童の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的・共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化・潜在化したりすることがないように、注意深く継続的に指導していく。

### いじめた児童への対応

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別指導を継続する。
- ② 当事者だけでなく、周りの児童からの情報を収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的（夢）をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた児童の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等も把握する。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必

要な指導を行う。

### いじめた児童と個別面談をする際の留意点

- “開き直り”に対処する。

暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合のよい方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くこと。

- 「被害者にも非がある」と認めてはならない。

「確かに、○○（いじめられた児童）にも非はあるよね」と認めてはならない。「○○も悪いと言ったから、自分は悪くない」と自分の都合のよい方向に解釈することがある。

- “いじめ”という言葉を使わずに指導する。

いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ」と自分の都合のよいように取り繕おうとする児童もいる。「自分のものがなくなったり、他の人が使っていたら、あなたはどう思う？」というように、“いじめ”という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点を当て、それはいけない行為なのだと指摘する。

### いじめられた児童の保護者への対応

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として児童を守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で児童の変化に注意させ、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出は、弾力的に対応する。

### いじめた児童の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感させる。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために、保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 児童のよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

### 傍観者への対応

- ① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の生命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは告げ口ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

- いじめの「解消」の定義（少なくとも次の2つの要件が満たされていること）

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

## 指導体制の検討・今後の対応



状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

### いじめ対応チームによる対応

- 学校生活での意図的な観察及び助言（当該児童と周りの児童の状況）  
【学級担任、養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援）  
【生徒指導主任、管理職】
- 保護者との連携支援  
【学級担任、管理職】
- 関係機関との連携支援  
【管理職、スクールカウンセラー】
- その後の状況について教育委員会へ報告【管理職】

## 6 重大事態への対処について

児童や保護者から、いじめにより心身や財産等が重大な事態に至ったという申し立てや自殺・入院といった重大事案が発生した場合、即時に適切な報告・調査等に当たる。

### (1) 重大事態の発生と緊急対応

#### ア 重大事態の意味と事例

〈「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）〉

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28号第1項第1号に係る事態）
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合

#### 〈重大事態と扱われた事例〉

これらを下回る程度の被害であっても総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ・軽傷ですんだものの、自殺を企図した。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・複数の生徒から金額を要求され総額1万円を渡した。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### イ 重大事態への緊急対応

- ① 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、校長は町教育委員会を通じて、直ちに町長へ報告する。

- ② 全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、町教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・事態の状況確認、情報収集、情報整理・
- ・児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア・P T A、警察等との連携

- ③ 町教育委員会との連携

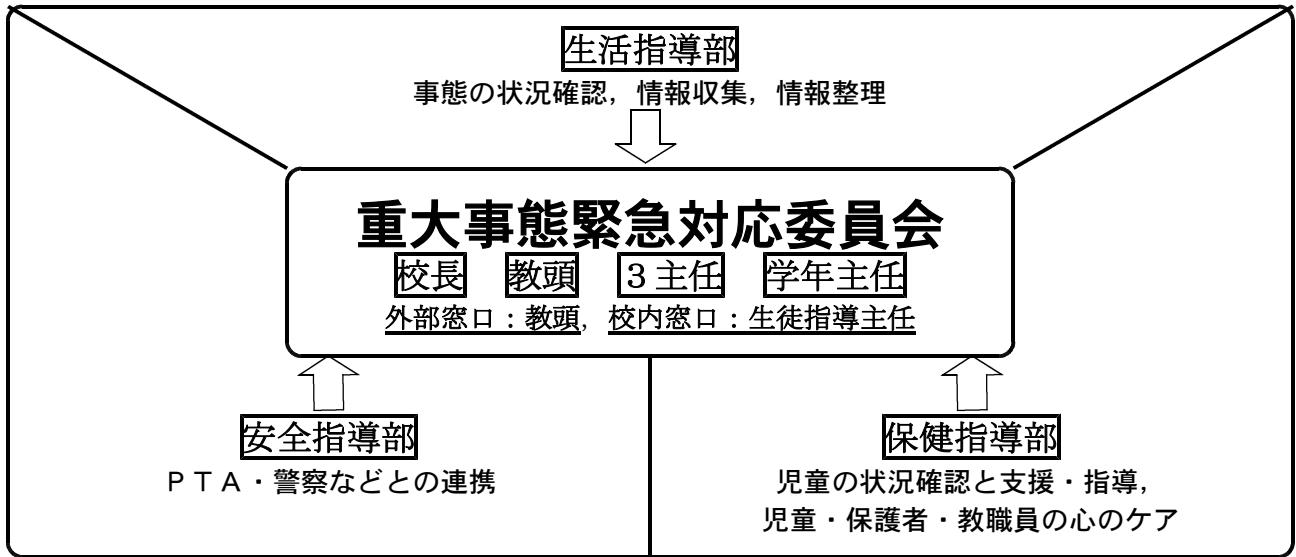
- ・情報確認・情報収集・情報整理したことを町教育委員会に報告
- ・スクールカウンセラーや児童相談員などの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・県教育委員会や警察などとの連携についての要請

### (2) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

#### ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して、各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



#### イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いつ（いつ頃から）    どこで    誰が    何を、どのように（態様）
- なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

- いじめられた児童からの事情聴取が可能な場合、聴取を中心に対応するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
  - ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
  - ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
  - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など
- いじめられた児童からの事情聴取が不可能な場合（いじめられた児童が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合）、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

#### (3) その他の留意事項

##### ア 心のケア

- いじめられた児童及びその保護者はもちろん、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心理的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、町教育委員会にスクールカウンセラーや臨床心理相談員等を依頼する。

##### イ 調査に当たっての説明等

- いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

##### ウ 調査対象の児童及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

##### エ 報道取材等への対応

- プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、町教育委員会と連携をとりながら対応する。

##### オ 特に配慮が必要な児童についての対応

- 発達障害を含む障害のある児童・国際結婚の保護者をもつなどの海外につながる児童等

## 7 その他

- 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようとする。
- 定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していく。